

文教厚生委員会記録

令和7年3月18日開催

- 1 日 時 令和7年3月18日（火） 9：56～15：18
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 渡部委員長 陶久副委員長
金久委員 喜多委員 福島委員 藤本委員 久米委員
- 4 欠席委員 下川委員
- 5 議 長 湯浅議長
- 6 傍聴議員 佐々木副議長 横田議員 住友利広議員 橋本議員 住友進一議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市长 平井副市长 坂本教育長
東條政策監 篠原政策監 田中市民部長 湯浅環境管理部長
荒井保健福祉部長 中橋教育部長 山下保健福祉部理事
小原環境管理部参事 東こども家庭局長 山下教育部参事
手塚市民生活課長 石本人権・男女共同参画課長 山田環境保全課長
松江文化振興課長 高原環境管理事務所長 東條介護保険課長
尾田保健センター所長 日下保険年金課長 兼任地域共生推進課長
川田生活福祉課長 中田こども支援課長 松村こども保育課長
田上教育総務課長 鎌田学校教育課長 田上生涯学習課長
篠原スポーツ振興課長 松本学校給食課長 松村那賀川図書館長
中川科学センター館長 清水税務課長 横手秘書広報課長 他
- 8 事務局 佐坂事務局長 近藤議事課長 谷崎課長補佐 玉木課長補佐
- 9 傍聴者 1名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 6

渡部委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日、欠席の届がありましたのは下川委員です。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。この委員会では、令和7年度の当初予算の文教厚生委員会に関わる全ての予算についての審議もごさいます。全ての事業について、皆さんとこの予算、事業を承認するかどうかについて、しっかりと審議をしていただきたいと思います。また、膨大な項目についての審議が待っていますので、簡潔に質問をして、要望等も簡潔に述べて、まとめていただくことをお願い申し上げます。

では、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の制定案が1件、条例の一部改正案4件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算案6件、令和7年度一般会計及び特別会計予算案13件、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についての計25件でございします。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきましては、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

渡部委員長 ありがとうございます。本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案25件であります。

それでは審査に入ります。

第2号議案 阿南市手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定について

渡部委員長 初めに、第2号議案 阿南市手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。兼任地域共生推進課長。

【理事者説明 兼任地域共生推進課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。福島委員。

福島 委員 ちょっと質問させていただきます。前に令和7年度当初予算案の概要の中で、8ページ一番下に障害者相談支援事業委託、「～R6年 小松島市、那賀町と委託に係る経費を按分 R7年～阿南市単独で委託」となっておりますが、この手話の条例とは直接関係ないのでしょうか。それと、これはどういう経緯でどうなったのでしょうか。お伺いいたします。

渡部委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 まず初めに、この障害者相談支援事業委託について、手話条例と直接関係があるのかどうかの質問についてでございますが、手話言語に関する条例についての委託等に関しましては関係ございません。

続きまして、障害者相談支援事業の委託の経緯でございますが、今まで2市1町の枠組みの中、小松島市、那賀町と協定を締結し、障害者相談支援事業を委託してまいりました。そこで、自立支援協議会におきましては、計画の策定に当たっての審議とか、その進捗状況をお諮りする場でもありますが、2市1町の枠組みの中ではなかなか本市の計画に当たっての進捗状況等をお諮りすることができないということから、この度、2市1町と話し合いの結果、それぞれ単独で相談支援事業を実施し、また自立支援協議会においても阿南市において設置するということになりました。その必要経費でございます。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 終わります。ありがとうございました。

渡部委員長 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第2号議案 阿南市手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第9号議案 阿南市保育所条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第9号議案 阿南市保育所条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松村こども保育課長。

【理事者説明 松村 こども保育課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
 これより、第9号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
 ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第9号議案 阿南市保育所条例の一部改正について
 は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第10号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

渡部委員長 次に、第10号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
 例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松村こども保育課長。

【理事者説明 松村 こども保育課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
 これより、第10号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
 ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第10号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び
 運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第11号議案 阿南市子ども・子育て会議条例の一部改正について

渡部委員長　次に、第 11 号議案 阿南市子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。中田 こども支援課長。

【理事者説明 中田 こども支援課長】

渡部委員長　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 11 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　御異議なしと認めます。よって、第 11 号議案 阿南市子ども・子育て会議条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 12 号議案 介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

渡部委員長　次に、第 12 号議案 介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。兼任地域共生推進課長。

【理事者説明 兼任 地域共生推進課長】

渡部委員長　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 12 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　御異議なしと認めます。よって、第 12 号議案 介護保険法に基づき地域包括支援セ

ンターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 15 号議案 令和 6 年度阿南市一般会計補正予算（第 7 号）について（関係部分）

渡部委員長 次に、第 15 号議案 令和 6 年度阿南市一般会計補正予算（第 7 号）についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第 15 号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。委員の方は、質疑を行う際に、審議の効率化と明確化のため、最初にページ番号、説明欄に記載されている事業名と節をお示しただいてから質問に入っていただきますようお願い申し上げます。質疑ございませんか。金久委員。

金久 委員 おはようございます。金久でございます。第 15 号議案の予算書で 36 ページに説明がありますけれども、その 3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費の右側に地域介護・福祉空間整備補助金 773 万円ってというのが補正予算で計上されております。これについて、この補助金は、私としては国、県支出を活用して、災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用されます高齢者施設等の防災、減災対策、あるいは新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止対策など、そういうことに対して利用者の安全、安心を確保するための補助金と認識をいたしておりますけれども、今回、この補正予算の地域介護・福祉空間整備補助金は、対象はどこになりますか。また、その補助内容はどのようなことかお伺いをいたします。

渡部委員長 東條介護保険課長。

東條 課長 介護保健課の東條でございます。地域介護・福祉空間整備補助金についての御質問にお答えいたします。

今回、一般会計補正予算に計上させていただきました地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、国の補助金を活用するものでございます。支出予定事業者は有限会社なかがわ苑が運営を行っている那賀川町にございますグループホームなかがわ苑で、補助対象となる事業内容につきましては、老朽化した脱衣所を含む浴室の改修工事でございます。福祉避難所としての安全性を視野に入れた設備の改修を実施することとなっております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。阿南市ではこの補助金制度を広く周知されているものと認識しております。今後とも、その高齢者施設等の避難困難者といいますか、そういう方々の事前の対策として、しっかりその環境整備に取り組まれるようお願いをしておきます。これで、この質問を終わります。

渡部委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 15 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 15 号議案 令和 6 年度阿南市一般会計補正予算
(第 7 号) についてのうち本委員会に係る部分は、原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 16 号議案 令和 6 年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

渡部委員長 次に、第 16 号議案 令和 6 年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 16 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 16 号議案 令和 6 年度阿南市国民健康保険事業
特別会計補正予算 (第 3 号) については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 17 号議案 令和 6 年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

渡部委員長 次に、第 17 号議案 令和 6 年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 17 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 17 号議案 令和 6 年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 18 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

渡部委員長 次に、第 18 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。久米委員。

久米 委員 大したことじゃないんですけど、教えてください。この赤いところ、扉は、工事は残ってるってということなんですか。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 これから整備をするところでございます。

久米 委員 そしたら、ちょっと疑問に感じたのは、現状では扉は外開きになっとんですけど、この図面を見ると内開きになってるんですが、これはこれでよろしいんですか。

渡部委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 施工方法としましては、観音開きのようなかたちでの整備を考えております。図面で
お示ししております表は、具体的に分かりやすく表示するのと、紙面の都合上、内に開

くようなかたちでお示しさせていただいておりますので、実際のところは外に開くようなかたちでございます。

久米 委員 外開きなんですね。分かりました。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 18 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 18 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水
処理事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 19 号議案 令和 6 年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について

渡部委員長 次に、第 19 号議案 令和 6 年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）につ
いてを議題とします。理事者の説明を求めます。松本学校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 19 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案 令和 6 年度阿南市学校給食事業特別
会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第20号議案 令和6年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

渡部委員長 次に、第20号議案 令和6年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。尾田保健センター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第20号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第20号議案 令和6年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第41号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

渡部委員長 次に、付託表の一番最後にあります第41号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。手塚市民生活課長。

【理事者説明 手塚 市民生活課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。藤本委員。

藤本 委員 すみません。この予算書見てましたら、辺地事業債の充当率は50%っていうことですかね。
併せて聞いときますけど、この辺地指数によってその割合って変わって来たりするんですか。

渡部委員長 松江文化振興課長。

松江 課長 今回の御質問にお答えいたします。辺地事業債につきましては、起債充当率が100%で、元利償還金の80%に相当する額が普通交付税として入ります。今回、国の交付金が、補助金が50%ですので、残り50%に対してこれが当たります。以上、お答えいたします。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第41号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第41号議案 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第22号議案 令和7年度阿南市一般会計予算について（関係部分）

渡部委員長 次に、第22号議案 令和7年度阿南市一般会計予算についてのうち本委員会に関係する部分を議題といたします。第22号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。委員の方には、質疑を行う際に、審議の効率化と明確化のため、最初にページ番号、説明欄に記載されている事業名と節をお示しいただいてから質問に入っていただきますようお願い申し上げます。それでは、質疑ございませんか。金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。この第22号議案は総合計画に基づきまして、行革の欄に準じて事業化、国の地方創生にも鑑み編成されているものと考えております。そこで、予算書の103ページ、まず、3款 民生費、1項 社会福祉費、それから社会福祉総務費に重層的支援事業費として1億3,123万4,000円が計上されております。この事業については、包括的な相談支援体制の構築、あるいは参加支援で生活困窮者の就労支援、見守り支援、あるいは居住支援、また地域づくりに向けた支援ができるように、世代を超えて交流できる場所の確保も進める必要があると、そのように考えられたものだと思います。

このような一体的な支援の実施を考えると、市は国の高齢分野、障害分野、子ども分野、生活困窮分野、それぞれの相談への対応、あるいは課題解決のために各制度事業間の連携、相談者への支援において、その属性や世代を問わない相談支援地域づくりの実施体制を整えることが大変重要であると、国は、まさにこの点を踏まえて重層的支援体制整備を強く進めていると考えております。

そこでお伺いをいたします。阿南市はこの予算書にある重層的支援事業におきましては、令和7年度から本格移行すると。そして、子どもから高齢者まで、幅広い世代や家庭に対して、相談支援内容も複合化した課題とニーズに対応するために、市組織における相談支援体制として、分野を超えた横断的な連携の構築、そういうものを一体的に実施するとしているようでございますが、令和7年度のスタート、本格移行に際しまして、包括的、横断的な連携体制を既に構築して、相談支援体制実施ができておられるのでしょうか。

また、国がこの事業を創設し、全国的に進める重層的支援体制整備事業でありますので、市はこの重層的支援体制整備事業をどのように進める予定としているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

また、併せてお伺いしたいんですけれども、阿南市ではもう既に、特に子ども家庭センターの設置が現実化している中、この実施体制の構築をしっかりと整えるべきであると考えます。一例をいいますと、盛岡市などでは、先進地状況でございますけれども、保健福祉部をはじめ、全庁関係部の支援体制が構築されております。

そこで、市はこの市役所庁内関係部課で構成いたします全庁的な事業の推進委員会的な設置はどのように進めているか、まずもお伺いをしたいと思います。

もう質問がもう1点だけ関連、同じことでございますけれども、相談内容につきましては直ちに解決もなかなか難しいということでもありますので、継続的支援、あるいは横断的な協議内容も多々あると思います。そこで、その支援のケース会議などもあろうかと思っておりますけれども、自治体DXが進む中、相談内容、課題解決に向けて、その相談ケースの共有化システムの構築、あるいは導入をされるのが必要でないかと思っておりますが、そのことについてもお伺いをしたいと思います。以上でございます。

渡部委員長 ここで15分間、休憩をいたします。

休 憩 11:00～11:11

渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
理事者の答えを求めます。兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 まず1点目の重層的支援体制整備事業の推進につきましては、令和4年10月からの試行的実施を経て、令和5年度及び令和6年度において重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施してまいりました。試行的実施及び移行準備事業では、重層的支援体制整備事業のうち、まず包括的な相談支援体制を整備する必要があると考え、複雑化、複合化した課題を抱える人や、制度の狭間に置かれているために支援が届いていない人の相談を地域共生推進課で受付、阿南市社会福祉協議会、高齢者お世話センター、保健所、障害者相談支援事業所、保健センター、阿南パーソナルサポートセンター等との連携体制を整備するとともに、共通の相談受付様式や情報収集、情報共有の在り方等をマニュアル化し、試行錯誤しながら取り組んできたところです。

包括的な相談支援体制の柱となる阿南市地域まると支援会議の会議回数は、令和5年度が45回、令和6年度は、現時点で70回実施しており、関係機関からは、窓口が一本化され、会議の実施調整などの業務負担が軽減した、などのお声をいただいているところであり、さらなる発展に向け、市役所庁内の連携を強化していくことが重要であると考えております。

さらに、令和7年4月以降は、阿南市地域まると支援会議を重ねるごとに抽出されている阿南市の地域における共通した課題の解決に向けた取組を推進していく必要があると考えております。

具体的な例で申し上げますと、参加支援事業におきましては、引きこもり状態の方はそれぞれ多様な課題を抱えており、就労を目標とする場合であっても就労に至るまでに越えなければならない壁がたくさんあるという課題が明らかになったことから、阿南市社会福祉協議会とともに社会福祉法人や商工会議所等に御協力をお願いし、就労体験の場の確保など、社会参加のための必要な資源開発を行っていきたいと考えております。

また、地域づくり事業におきましては、本事業の本格実施に伴い、今まで介護保険制度において高齢者の介護予防、社会参加を推進するために実施してきたあななんサロンやいきいき100歳体操の通いの場に、高齢者のみならず、障害者や子どもなどの地域住民の参画を促し、地域の誰もが参加できる場所として運営することが可能となることから、現在の地域資源を活用しながら、市民ニーズに応じた居場所づくりを検討していくこととしており、地域共生社会を目指した取組を推進していきます。

2点目の重層的支援体制整備事業の推進委員会などの設置についてですが、本事業の実施により、各分野における相談支援、参加支援、地域づくりの事業が市の創意工夫により柔軟に事業を実施することができるようになります。しかしながら、現時点においては、各担当課がそれぞれに施策を展開しておりますので、今後、分野の枠を超えた事業展開を可能とする庁内連携体制の構築が必要であると考えているところであり、令和7年度は地域における福祉分野の共通して取り組むべき事項を定める地域福祉計画の改定年度であることから、その策定において地域課題の共有を図りながら、今後の取組方針やその内容について検討していくこととしております。

そのため、地域福祉計画の策定における作業部会と合わせて、重層的支援体制整備事業を推進する部会を設置するなどにより、部、課横断的な事業推進体制を構築したいと考えております。

3点目ですが、重層的支援体制整備事業の推進における共有化システムにつきましては、104ページの重層的支援事業にクラウドサービス利用料として14万9,000円を計上しております。これは、重層的支援体制整備事業の移行準備期間において、外部機関等との情報連携の在り方についての課題が明らかとなったことから、本市が導入している業務アプリ生成システムのキントーンにおいてオリジナルの重層的支援体制整備事業アプリを開発し、当アプリを活用して外部機関との情報共有を行うための費用でございます。令和7年1月からの阿南市社会福祉協議会と試行的運用の実施を経て、令和7年度中に本格的に運用することとしております。今後におきましては、各機関がスムーズにアプリを使用し、円滑に情報を共有できる体制が構築できるよう努めてまいります。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。非常に大変な作業であると思っておりますが、私は地域共生社会の実現に向けて誰一人取り残さず、あるいは確実に支援を届ける、そういうことで子どもから高齢者、障害者はじめ、家庭への包括的な相談支援体制づくりをしっかりと全庁的な相談支援の部会も含めまして、委員会を設けるなど、ぜひ進めていただきたいと思います。

さらに、御提案なんですけれども、このような幅広い相談支援等の業務を進めていくためには、全国的にも組織の創意工夫がされておると思いますけれども、市組織として分かりやすく、例えば重層的支援部局などを将来検討していただいて、市社協に任せるとか、そういうものじゃなくて、市の中でしっかりと進めていくという御検討もお願いをしたいと、申し上げておきたいと思っております。

以上でこの質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

渡部委員長 ほかに質疑、喜多委員。

喜多 委員 まず1点目。5款 労働費のうち1項 労働諸費、1目 労働諸費、そちらのほうで、

渡部委員長 喜多委員、すみません、ページもよろしいですか。

喜多 委員 ページが162ページ。

渡部委員長 ありがとうございます。

喜多 委員 よろしいでしょうか。こちらのほうに810万円のファミリー・サポート・センター事業委託料というのがございます。令和5年度、6年度と1,210万円の予算ついていたんですけれども、今回、810万円ということで400万円減額になっています。減額になった理由をお伺いします。また、ファミリー・サポート・センター事業委託料を決める基準があれば、併せて教えてください。

渡部委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 こども支援課、中田です。

ファミリー・サポート・センター事業は子育てを行う家庭を対象に、子どもの送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい人、また援助を行いたい人が会員となり、地域で相互援助活動を有償で行う事業でございます。

事業費につきましては、本事業は国の子ども・子育て支援交付金を活用して実施をしております。同交付金の要綱で、運営費として会員数による基準額が示されておりまして、その基準額を事業委託料として計上しており、今回、前年度から、委員からありましたとおり、減額の状況となっております。

センターに委託する事業の内容といたしましては、会員の募集登録、また会員の援助活動の調整、斡旋、会員に対する講習会の開催、また広報業務等がありますが、これまでにファミリー・サポート・センターにおいては熱心なお取組をいただいておりますが、業務の優先順位づけ等の工夫に寄りまして、引き続き、運営をお願いしたいと考えております。

また、利用する子育て世帯や提供会員におきましては、昨年10月より実施をいたしております利用に係る補助金につきまして、児童福祉総務費において、ファミリー・サポート・センター利用補助金を180万円計上しております。依頼会員の利用料700円をワンコインとする補助、また、提供会員の報酬を700円から950円にアップさせる補助を継続させていただいております。ファミサポの事業の核である援助活動事業を中心に子育て支援の取組を維持してまいりたいと考えております。以上、御説明とさせていただきます。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、ファミリー・サポート・センターの利用人数、利用実態の報告、何人になってますでしょうか。

渡部委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 会員数でございますが、直近、令和7年1月では1,617人でございます。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、810 万円じゃなくって 1,210 万円になりませんか。

渡部委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 今回の当初予算の計上でございますが、先ほど申しました令和 7 年 1 月では 1,617 人でございますが、この会員数に、この令和 5 年度から 6 年度にかけまして少し変動がございます。令和 5 年 4 月におきましては、会員数は、利用、提供両方会員を含めまして 1,749 人会員数がございましたけども、令和 5 年度末におきまして 1,075 人に減少しておりまして、この減少した理由でございますが、会員数の報告における把握の状況につきまして、監査の折に、より丁寧な確認をいただくようお願いしたところ、令和 5 年度末におきまして 1,075 人に減少し、そして令和 6 年度に入りまして、会員数が増えてきたわけですけども、この令和 5 年度から 6 年度の短期間にかけて会員数が 500 人の増減が見られた状況にあり、今年度の当初予算につきましてはその最中であつた直近、秋に当初予算の要求をしていくわけでございますが、その時点においては会員数が 1,210 万円の基準額には達していなかった状況でございます。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、一応、基準が 1,500 人っていう基準があるんですけど、それはクリアしてくると思うんで、ファミリー・サポート・センターのこの利用実態に合わせた予算づけ、次の補正予算でもぜひ増額のほう、よろしくお願いします。

それから、同じ、今、950 円という給料の給与費があつたんですけど、118 ページ、3 款 民生費で、2 項の児童福祉、1 目の児童福祉総務費、こちらでファミリー・サポート・センターの利用補助金 180 万円と出ておりますけども、この利用補助金により、令和 6 年 10 月 1 日より提供会員の報酬、これ、1 時間当たりが先ほど 950 円と、増額になったと言われておりましたけども、令和 6 年 11 月 1 日に徳島県の最低賃金が 896 円から 980 円に改定されております。つまり、提供会員の 1 時間当たりの報酬金額が最低賃金を上回ったのは 1 カ月のみとなっています。今回の予算では、この利用補助金による提供会員の 1 時間当たりの報酬額はいくらになるのでしょうか。お尋ねします。

渡部委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 提供会員の報酬額でございますが、当初予算においては、引き続き 1 時間 700 円の利用料におきまして、250 円の補助を提供会員に行いまして、950 円となる予定であります。

そして、先ほど申し上げましたが、この事業は有償による援助活動でございますが、有償ボランティア的な内容でございますので、最低賃金にリンクさせていく状況でないとは認識しております。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 できましたら、今後、提供会員 1 時間当たりの報酬額が最低賃金を上回るような制度設計へ協議をよろしくお願いいたします。以上です。

渡部委員長 ほかに、金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。予算書の 118 ページに、3 款 民生費、2 項 児童福祉費、1 項 児童福祉総務費で、計画作成支援業務委託料 300 万円が計上されております。

そこでお伺いをいたします。国はこどもまんなか社会の実現に向けて子ども施策、あるいは子どもと家庭の福祉増進、保健の向上の支援、あるいは子どもの権利利益擁護などに取り組むこども家庭庁を、令和5年度に創設をしております。そして、こども基本法に基づいて幅広い施策に関する重要事項を一元的に定めました国のこども大綱、あるいは、徳島県はこのこども大綱を勘案しまして、徳島県のこども計画を令和6年度に策定をいたしております。

そこでお伺いをいたしたいのですが、この計画作成支援業務につきましては、阿南市こども計画策定に関するものだと考えておりますけれども、市町村のこども計画については国のこども大綱、あるいは県のこども計画を踏まえて定めるようになっていると考えております。令和7年度、阿南市こども計画策定をどのように進めていかれるのか。また、この計画につきましてはどのような趣旨の計画となるのか、お伺いをしたいと思います。お願いいたします。

渡部委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 計画作成支援業務委託料につきましては、委員御指摘のとおり、令和7年度に実施をいたします本市のこども計画策定に係る支援業務の委託料でございます。計画の策定に当たりましては、先ほど第11号議案で御説明をさせていただきましたが、現行の本市の子ども・子育て会議を改正し、新たな委員構成で設置をいたします阿南市こどもまんなか会議におきまして、子どもから若者施策まで範囲を広げ、関係者の御意見をいただきながら、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、計画策定の趣旨でございますが、こちらにも既に御説明いただいたとおりとなりますが、こども基本法によりまして、市町村が策定するこども計画は、国のこども大綱及び都道府県のこども計画を勘案して定めるよう求められております。こども大綱及び県の計画におきまして、その策定の趣旨は、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会であるこどもまんなか社会の実現であります。全ての子どもが将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができる社会の実現を目指しております。

また、その取組におけます重要事項として、子ども、若者が権利の主体であること、多様な学びや体験、活躍ができる機会づくり、切れ目のない保健医療の提供、子どもの貧困対策、障害児等の支援、児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラーの支援、子ども、若者の自殺対策や犯罪などから子ども、若者を守る取組でございます。こうした子ども施策を重要な事項として取り上げ、ライフステージをとおした取組を行う計画となっております。本市におきましても、そうした国、県の内容を十分踏まえながら、こどもまんなか社会の実現を目指し、計画が策定できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 御説明ありがとうございます。この計画策定は令和7年度中に策定がされるものと考えます。今、御説明いただきました計画の趣旨等につきましては、やっぱり子ども、若者の権利が主体であること、あるいは貧困対策、児童虐待防止対策など、多様な子どもの施策が計画に盛り込まれるということであります。ぜひ、こどもまんなか会議など、しっかりと議論をしていただいて、子育て支援等の基礎となりますこのこども計画につきまして策定されますよう、お願いをいたしておきたいと思っております。この質問はこれでおわります。よろしいですか、引き続き。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 予算書の 227 ページでございますが、10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費で同じように計画作成支援業務委託料 40 万 7,000 円がございます。これにつきましてお伺いをしたいと思います。これまで阿南市内各地区の住民説明会におきまして、学校の再編統合について、阿南市立小中学校再編実施計画を基本に、まず中学校再編、続いて小学校再編、これが第 1 期で検討されていく。そして、10 年後以降、第 2 期では、小学校の校区を超えた広域的な再編統合が検討され、計画実施されていくとの基本的な考えが教育委員会から説明がされております。このようなことから、今回、この支援業務委託料につきましては小中学校再編実施計画の支援業務を委託するものと考えますが、具体的な内容についてお伺いをいたします。

また、この 1 期目、現在、令和 7 年度から本格的に各小学校、各中学校で児童生徒の保護者によります学校再編検討会が設置されて検討がスタートされると思いますけれども、この支援業務が、この検討会にどのようにリンク、連携されていくものなのか、それも併せてお伺いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。計画作成支援業務委託料の具体的な内容と、学校再編検討会の支援業務の連携について、併せてお答えいたします。

現在、教育委員会では、小中学校再編実施計画に基づいた再編の取組を進めておりますが、再編につきましては、保護者をはじめ、地域住民と合意形成を図りながら取り組んでいく必要があります。そのため、再編対象校区ごとに順次、再編検討会を設置し、合意形成に向けての協議を行う予定でございます。さらに、再編検討会の次のステップとして、再編対象校区間で再編準備委員会を設置し、具体的な内容の協議を進めていく予定でございます。

計画作成支援業務委託料は、再編検討会や再編準備委員会の実施におきまして必要となる調査や資料の作成等の支援業務を委託することで、学校再編の取組の中で、これまで以上に丁寧な説明ができるようにするためのものがございます。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。この業務についてはその検討会、あるいは準備委員会等の会議をしっかり進めるための資料作成、あるいは整理のための支援業務ということでございますので、令和 7 年度からスタートします学校再編検討会での検討議論に、ぜひ活かしていただいて、検討会、準備委員会では丁寧な議論、そして合意形成がされていきますようお願いをしておきます。この質問はこれで終わります。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 それでは、3 項目について質問させていただきます。予算書の 123 ページ、3 款 民生費、2 項 児童福祉費、2 目 保育所費の 18 節で施設設備等整備補助金 1 億 3,869 万 5,000 円、これはどこの場所で、こういった経緯で補助をするようになったんでしょうか。内容をお知らせしていただきたいと思います。

それと、次に予算書の 237 ページ、教育費、小学校費、3 校舎建設事業費で、12 節、設計業務委託料 180 万円、これ、場所はどこなんでしょうか。

それと次、予算書 268 ページ、教育費、保健体育費、体育施設費の中で設備改修工事費 6,100 万円、これはどういう内容なんでしょうか。この三つをお伺いいたします。

渡部委員長 では、質問の順番に理事者からの答弁を求めます。松村こども保育課長。

松村 課長 予算書にありました1億3,869万5,000円、私立保育所等施設整備等補助金の中のことですが、なかがわ保育園の増改築費用とエクセレント羽ノ浦こども園の増改築の計画でございます。

なかがわ保育園に関しましては、利用定員を80人から95人に増加したため、現遊戯室では全園児と一緒に遊戯するには面積が狭く、子ども同士がぶつかったり、接触による転倒の事故が発生する可能性があることから、既存の遊戯室を保育室に転換し、利用定員に応じた遊戯室を増築したいとの申し出があったことからでございます。

エクセレント羽ノ浦こども園におきましては、入所希望者が増加したことに伴い、令和8年4月から認可定員を現行150名から200名に拡充し、子どもの受入れ体制の整備をするため、施設の増改築を計画しております。定員につきましては、0歳児は現行のまま、1歳児から5歳児は各年齢で10人ずつの増を予定しております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 校舎建設事業費の設計業務委託料につきましてお答えいたします。

この業務につきましては、屋内運動場に空調設備を設置し、熱中症予防など、教育環境の向上と、避難所としての防災機能の強化を図るもので、中野島小学校、宝田小学校、大野小学校、長生小学校の4校の空調設置設計業務を委託するものでございます。この4校の施設につきましては、同様の時期に設計、建設された同規模、同タイプの体育館であり、本設計業務においては同様の設計で4校の施設に対応できることから、モデル的に実施することとしております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 スポーツ振興課、篠原です。委員御質問の体育施設費の14の設備改修工事費についてお答えいたします。

この工事費につきましては、阿南市立学校グラウンド照明設備LED化計画に基づいて、児童及び利用者の安全を最優先として、コンクリート柱経過年数を基準にした施設の利用状況、学校再編等を参考にして、学校のグラウンドをLED化していくというものでございます。この6,100万円でございますが、これにつきましては、今年度は羽ノ浦小学校、長生小学校を候補として工事をする予定でございます。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 それぞれ御答弁をいただきありがとうございました。

最初の児童福祉費、保育所費の施設整備補助金1億3,800万円余りの件ですが、エクセレントともう1か所、保育園の整備だそうです。これについてはやっぱり、エクセレントについては、今年、定員が50人ほどオーバーしておるし、さくら保育所がもうないとなったら、どうしても保育園は定員増やす、せねばならないと思います。そして、やっぱり児童が減少しているので、やっぱり、こういうやり方、私、適当だと思っておりますが、市が各施設にそういう関係で定員を増やしてってお願いするんであるならば、前のエクセレントもそうございましたし、国の補助金と市の補助金を足してしております。ですから、今回もこれ、1億3,000何ぼの中には国費はもちろんありましようし、このうち、阿南市はいくら負担なさるんでしょうか。事業費に対して国費幾ら、市

費幾らっていうんでお答えいただきたいと思います。

小学校費の設計業務委託料 180 万円、これ、今お伺いしますと、中野島小学校、宝田小学校、大野小学校、長生小学校の 4 校の空調設備の設計委託料だそうでございます。ちょっと私、びっくりしたのは、令和 6 年 9 月策定の阿南市立小・中学校再編実施計画の第 2 期では、この学校全て再編の対象校であります。本来であるならば、私は再編の対象校でないところから着手すべきでないかと思っております。

そして、簡単にエアコン設置って言いますけど、体育館の多くはエアコンを設置することを前提として建設されていないため、断熱性が低く、エアコンを設置する場合、併せて断熱対策も行う必要があるなど大規模な改修工事となりますし、近年、物価も高騰しております。ですから、せっかくの設備投資ですから、私は、なぜこういう再編の対象校にしたのか。そうでなしに、再編の対象校でないところからモデルとしてすべきだと思いますが、どうした理由でこうしたんでしょうか。お伺いをいたします。

次に、3 番目の保健体育費、体育施設費、設備改修工事費 6,100 万円、これについては何か羽ノ浦小学校のグラウンドが入っておるようですが、これも、羽ノ浦小学校についてはもともと、岩浅嘉仁市長さんのときに現地建て替えを方針として、表原市長で現地建て替えとして、農協用地も買収してきてよりました。しかし、岩佐市長は、違う方法、共栄病院跡地がいいんか、現地建て替えがいいんか、私は共栄病院で進めたい、それでアンケート取るっていうことっておりますし、この前の一般質問でも議員が、共栄病院跡地に建てたらどうですかというお話もございます。ですから、羽ノ浦小学校は宙に浮いた状態なんです。そこに出せるっていうことは、共栄病院跡地も民間に売れとるので、もう現地建て替えをするっていうことの方針を示したことなんでしょうか。示していないとするなら、早く示してほしいと思います。そして、いつ、ずっと一貫して、現地建て替えがいいんか、共栄病院跡地がいいんか、アンケートを取るってずっと言われております。いつアンケートを取られるんでしょうか。お伺いいたします。以上です。

渡部委員長 予算に関わる質問について、理事者の答弁を求めます。質問の順番にお答えいただきたいと思います。

(福島委員 「予算に関係してますよ、学校のことは当然に。」と呼ぶ)

渡部委員長 ですから、その範囲でお答えいただきます。松村こども保育課長。

松村 課長 委員さんお尋ねの就学前教育保育施設整備補助金において、エクセレント羽ノ浦こども園に関してでございますが、総工事費といたしまして 2 億 6,220 万円、そのうち、国の補助基準額というのがございまして、1 億 2,471 万 4,000 円となっております。この基準額の 2 分の 1 が国負担分の 6,235 万 7,000 円、4 分の 1 が市の負担金で 3,117 万 8,000 円を合わせ、9,353 万 5,000 円について予算を計上しております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 体育館のエアコンの設計業務委託についての御質問にお答えをいたします。
学校の再編と併せてというような御質問と思いますが、学校再編におきましては 1 期ではなく 2 期の再編を計画をしておりますので、今後、10 年から 20 年先の再編となつてまいりますので、体育館のエアコンにつきましては、現在のところ、全ての小学校の体育館への設置に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、来年度、令和 7 年度につきましては、先ほど申し上げた 4 校についてモデル的な事業として設計業務に取り組

んでまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 小学校グラウンドのＬＥＤ化についてお答えいたします。
このグラウンドのＬＥＤ化の学校の選定につきましては、阿南市立学校グラウンド照明設備ＬＥＤ化計画に基づき、各学校を順次、ＬＥＤ化を進めているところでございます。学校の選定につきましては、児童及び利用者の安全を最優先としておりまして、コンクリート柱の設置経過年数が古い順ということを基準にいたします。併せまして、施設の利用状況、それから学校の再編計画を参酌しながら学校を選定しております。以上、学校選定について御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 福島委員。

福島 委員 それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございました。
体育館の空調につきましては、今、御答弁をいただきましたが、やっぱり私は再編の対象になるんはあとにすべきだと思います。その中で、具体的に決まってきた中では、さきだと私は、こういう意見を持っております。
それと、今、私、聞いた中で御答弁をいただいております。予算と関係ない話ではないんです。羽ノ浦小学校どこに建てるかっていうんは極めて重要で、それぞれ、ナイターにしても、クーラーにしても関係しとんです。ぜひとも、アンケートをいつ取るのか、それと基本方針は現地と変えたのか、お答えください。

渡部委員長 福島委員に申し上げます。最初の御質問に対して理事者は答弁としておりますので、この件についてはこれ以上の御発言を…。

福島 委員 予算に関係しとっても理事者答えにくいけん、答弁せんっていうことですか。極めて大事なことですよ、予算と。

渡部委員長 こちらの予算書に書いてあることについて、

福島 委員 予算と関連しとるではありませんか。

渡部委員長 小休いたします。

小 休 １１：５３～１１：５９

渡部委員長 再開いたします。
ただ今から休憩をいたします。

休 憩 １２：００～１２：５７

渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
休憩前の福島委員の質問に対しての理事者の答弁を求めます。西田副市長。

西田副市長 羽ノ浦小学校の建て替えのアンケートにつきましては、令和６年９月１７日及び令和６

年12月16日に御答弁申し上げたとおり、アンケートの実施につきましては現在のところ実施する予定はございません。

渡部委員長　　ほかに質疑ございませんか。金久委員。

金久　委員　　ありがとうございます。それでは予算書の237ページ、10款　教育費、2項　小学校費、3目　校舎建設費の小学校改修事業で先ほど御質問がありましたが、私は、一つ、お聞きしたいことがございます。

学校と災害避難所運営の両面で体育館の熱中症対策が課題となっております。たくさんの小中学校を保有します阿南市におきましては、空調設備を進めるため、空調導入のこの設計業務委託が計上されているものと考えています。

ただ、空調設備には、例えばエアコンと輻射パネルを併用した空調システム、あるいはLPガス使用の空調、暖房と換気が一体となった空調、スポット的、移動的なエアコン方式、いろいろな方式があると考えております。市はどのような空調方式の導入を基本に設計を進められるのでしょうか。また、その方式を導入する有効性、利便性などを含めた基本的なお考えについて伺いをいたします。まずは、よろしくお願いいたします。

渡部委員長　　田上教育総務課長。

田上　課長　　体育館の空調方式についての御質問にお答えいたします。

体育館の空調方式につきましては、電気式、ガス式といったエネルギー源の種類に加え、パッケージエアコン、輻射式のエアコン、大風量のスポットエアコンなどの空調方式の種類がございます。いずれの方式におきましても、全国的に導入事例があり、施設にに応じて最適な方式を選択しているようでございます。本市におきましても、体育館の規模や主な使用用途並びに稼働時間など総合的に判断し、最適な方式を採用してまいります。

今回、対象としております小学校につきましては比較的規模が小さく、体育の授業が主な用途であり、また、稼働時間につきましても限られていることから、全国の学校施設に多くの導入実績のある大風量スポットエアコンを基本として考えております。この空調方式については、他の方式に比べ気流を感じるものの、体育館全体を冷やすのではなく、活動スペースである低所のみを冷やすことから、導入コスト、ランニングコストともに最も優れているところが特徴でございます。令和7年度には4校の設計を行い、令和8年度以降の工事を予定しております。以上、お答えいたします。

渡部委員長　　金久委員。

金久　委員　　ありがとうございます。今、体育館の形状とかその規模、そして施設利用などを勘案して、より有効性のある空調方式を今回4校について検討、設計をしていくということでございます。今後につきましては、皆さん御存知のように、学校教育のみだけでなく、避難所となったその際にも熱中症予防、あるいは児童、生徒の安全を確保する、そういうこともしっかり踏まえて、スピード感を持って進めていただきますようお願いをしたいと思います。続いてよろしいですか。

渡部委員長　　金久委員。

金久　委員　　予算書の241ページ、教育費、中学校費、それから2目の教育振興費の地域スポーツクラブ活動体制整備事業等委託料として357万円の予算計上がされております。そこで

お伺いをしたいと思います。今、国は部活動の地域移行を打ち出しておりまして、阿南市におきましても、数年前からスポーツ文化活動団体の指導者の状況や、学校、生徒の減少、あるいは一定人数が必要なチーム競技、専門的な技術など、専門性の高い競技の維持を考えられまして、中学校経営の中では生徒の健全な育成、そして先生方の働き方改革の動向など、さまざまな角度から、責任を持って生徒の部活動を担っていただける指導者の確保が大変困難であると、そういうふうに状況があるのではと思っております。

一方で、中学生におきましては、部活動は子どもの成長期に大変重要なものでありまして、中学校、高等学校での多くの学びは将来の成長にも大きく影響されていくものと思います。保護者等も、その活動による成長に大きな期待を寄せているものと、私も考えております。

そこでお伺いをいたしたいのですが、阿南市は、阿南市教育振興計画におきまして、学校、教育分野で生きる力を育み、1人1人が輝く学校教育の推進の教育施策4、心身の健康を育む教育の推進で、部活動の地域移行の推進の取組を新規に打ち出しております。

令和7年度当初予算に計上されましたこの地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料はどのような内容となるのでしょうか。令和7年度の具体的な実施内容についてお教えいただきたいと思います。

渡部委員長 鎌田学校教育課長。

鎌田 課長 学校教育課、鎌田でございます。

地域スポーツクラブ活動体制整備事業につきましては、県の補助事業でございまして、当該事業を活用してコーディネーターを配置し、中学校部活動の地域移行に向けた取組を推進していくこととしております。

具体的には、コーディネーターと市内の中学校部活動の状況について情報共有し、地域移行に向けた課題解決の方策を検討してまいります。さらに、国や県の動向を注視しながら、他の自治体の先行事例等を参考にし、可能な限り、早期にモデル的な地域スポーツクラブを立ち上げ、横展開できるよう努めてまいります。そして、市内の中学生の健やかな成長に、より一層つながるよう部活動の地域移行の推進に向けて、積極的かつスピード感を持って取り組んでまいります。以上、お答えといたします。

渡部委員長 金久委員。

金久 委員 御答弁、御説明ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、今、御説明のあったように、市内の中学校の部活動においてコーディネーターを配置すると。そして、今後のスポーツクラブを立ち上げる方策を検討していくということであります。阿南市内には、小学生のスポーツ少年団活動から継続して中学校で部活動で行うことのできる機会をしっかりと提供するっていうのは基本的なことだと思いますし、また、高等学校での活動につながる大事な時期の活動でございます。学業と部活動の両輪をもって豊かな成長、感受性が育まれていきます中学校生活におきまして、ぜひ、部活動を充実できますよう、教育委員会並びに学校におきましては、関係者の協力のもとに、生徒たちのためにスピード感を持ってしっかりと部活動の地域移行の推進をお願いいたしておきたいと思っております。以上でございます。

渡部委員長 久米委員。

久米 委員 ありがとうございます。2点ほどですけれども。

今、金久委員からもありましたが、先ほどの福島委員からもありました。この小学校

の体育館の空調のことですけれども、この4校の意味合いはよく理解をいたしております。しかしながら、この4校は一中校区なんですね。手前ごとですが、横見地域の方々からは、先ほど再編統合のことが出ましたけれども、横見はそれに入っているので、除けられているのかという憶測を投げかけられまして、大変説明に困っておるんですけども。ぜひ、一中校区うんぬんとかではなく、ぜひ小学校の、この空調整備事業についても、この4校に続いて、ぜひ順次、お取組願えますことをお願いをいたしておきます。

それから、123ページの保育所費の14節の施設改修工事費300万円ですけれども、この度、横見保育所が5歳児まで受入れが可能になりました。というよりもならざるを得なかった経緯がありますけれども。それに付随して、この中に横見保育所の改修等の費用については含まれておりますでしょうか。お伺いいたします。

渡部委員長 松村こども保育課長。

松村 課長 お尋ねの公立保育所の施設改修工事の300万円に関しましては、長生保育所のリズム室の床の改修工事に充てられております。

渡部委員長 久米委員。

久米 委員 それは知っておりましたが、横見保育所の位置からすれば、あそこは大雨のときも常に浸水被害に遭うところでありまして、これは依然から申し入れをいたしておりますけれども、そういった意味合いも含めて、横見幼稚園のほうは今度、休園というかたちになりますけれども、そういったことも、兼ね合いもありますので、ぜひ、5歳児まで受け入れるということになっておりますので、トイレ等の問題もありますので、ぜひ御検討いただきますようお願いをしたいと思います。

渡部委員長 松村こども保育課長。

松村 課長 すみません、ちょっと補足なんでございますが、横見保育所の4、5歳児受入れに関して、施設の点なんです、トイレの改修であるとか、扉をつけるであるとか、手洗い場に関しては令和6年度中に工事をしております。また令和7年度に関して、また不具合が生じた場合はそのときに応じて対応してまいります。以上です。

渡部委員長 久米委員。

久米 委員 そういうことなんです。だから、先ほどいった浸水被害も併せて、トータル的にきちんと御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。258ページ、お願いします。図書館整備事業のうち、設計業務委託料についてお聞きしますが、今回の本会議とか、前回の本会議で、長期債券の購入によって財政運営が厳しいと、図書館を建てるのは大丈夫かと心配をされる委員さんの声があったかと思います。特に根拠なく、市民の皆さんをあおるだけの発言のようにも聞こえたので、今回、図書館に係る金のお話をちょっとお聞きしていきたいと思うんですけども。

まず、現時点で、図書館の建設に際しまして、想定している補助金や事業債、また補助率負担率等はお幾らになりますか。それで、これ、私がいろいろ調べまして、私が自分で出した数字ですので根拠はないんですけども、仮に総工費が40億円とした場合、実

際、阿南市の負担する額はお幾らになるかお聞かせください。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 那賀川図書館、松村です。新図書館の事業費について想定している補助金、事業債等についての御質問にお答えいたします。

阿南中央図書館（仮称）は、旧市民会館を解体したのち、その跡地に建設することを予定しております。この場所は阿南市立地適正化計画におきまして、J R 阿南駅周辺地区における都市機能誘導区域に位置づけられていることから、国土交通省が所管する都市構造再編集中支援事業を活用することが可能です。本事業では、図書館整備が誘導施設整備というメニューに該当し、原則として国費率は2分の1となります。

また、総務省が所管します公共施設等の適正管理を推進するための地方財政措置として、公共施設等適正管理推進事業債があり、この事業債のメニューのうち、公共施設の集約化、複合化事業につきましましては、国庫補助事業であっても、その事業対象として計上することが可能となっております。具体的な財源措置といたしましては、対象事業費の90%を地方債に充当することが可能であり、その元利償還金のうち50%が地方交付税措置の対象となります。

阿南中央図書館を整備する費用につきましては、本市の財源負担を可能な限り軽減するため、都市構造再編集中支援事業により2分の1の補助を受け、残りの2分の1の事業費は公共施設等適正管理推進事業債による90%の地方債充当、さらに元利償還金の50%を地方交付税措置で受けることが最も効果的な手法であると考えております。

あくまで理想的な活用イメージで、全ての事業費を補助事業費と地方債の対象事業費に計上し、かつ元利償還金分のうち地方交付税措置対象分を市の負担分から除いて考えた場合、図書館整備事業費全体を100%としたとき、市の実費負担分は、単純計算で27.5%となります。

ただし、補助事業や有利な地方債の活用にはさまざまな条件がありますので、実際の負担割合は変動する可能性があるため、市の負担額を今の時点でお示しするのは困難と考えます。本市といたしましては、これらの財源を最大限に活用し、効率的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。

仮に総工費40億円とした場合の数字は出てきませんでしたけども、27.5%かけると、25%を目指すという御答弁だったと思いますけども、約11億円。阿南市の図書館建設に係る持ち出しは約11億円程度かと思われます。

これまで阿南市は財政的な余裕があったことから、建設事業債の借金等を10年とか15年で払うケースが多かったとお聞きをいたしておりますが、公共インフラの建設等に関する考え方として、耐用年数以内という考え方もあるとお聞きをしております。幅広い世代に負担をいただく観点から、県とか他市では標準的と考えられている20年から30年での返済を考えてみてはどうかと思っておりますけども、この質問は財政のほうになりますんで、お答えいただけませんので、事前に書面で答弁をいただいております。阿南市は実際、この図書館建設に関しては、償還期間は25年程度を考えているというお答えを頂戴いたしました。

それで、最初の質問の回答、負担率が約27.5%ということですので、また所管違うんですけども、那賀川の町民センターですね、阿南市の実質負担は同様の補助金を利用して約6億円程度と、これも私の出した数字で根拠はないんですけども、推測をいたしております。

その実質負担額は一旦置いといて、たちまち阿南市が負担するお金、2分の1の国の補助金以外の話ですけども、これが仮に約30億円程度としまして、先ほどの25年で払っていくとした場合、金利等の詳細はちょっと分かりかねるんですけど、大体、年に1億円か1億5,000万円の、今の公債費に増額される計算になります。この場合における実質公債費率は、現時点で最新の指標である令和5年度の数字に比べてどれぐらい変わってくるのかというのも、財政課のほうにお聞きしました。

現在が約6.1%、実質公債費率6.1%なんですけども、この図書館を建てるために年に約1億5,000万円の借金をしたとしたら、実質公債費率は約7.7%になるということをお聞きをいたしております。これは、財政的には無理のない数字といいますか、阿南市の掲げている新行革プランの実質公債費率10%にも少し余裕がある数字になるかと思えますので、阿南市におかれましては財政運営を慎重にさせていただければ困るんですけども、必要なインフラ等は迅速に、積極的に推進をしていっていただきたいと思います。

それで、最後の質問なんですけども、新しい図書館ができましたら、阿南市は図書館3館体制というふうになると思います。合併の経緯からそういうことになると思うんですけども、今の人口においても、今後の人口においても、3館体制っていうのは過剰だと、私は思うんですけども、今後の計画についてお聞かせください。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 新図書館の整備に当たりましては、今後の人口規模に応じた公共施設の数量の適正化、国庫補助や地方債といった市の財政負担上、有利な財源の最大限の確保等の観点も重要でありますことから、新図書館完成後の那賀川・羽ノ浦図書館につきましては、集約、統合を含む大幅な見直しを念頭に置きまして、ここに子育て機能や多世代交流機能などの新たな機能を取り入れること等も含め、市民の皆様の声もお聴きしながら、今後の新たな在り方について検討を行ってまいります。以上、お答えいたします。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 検討していくっていう答えですかね。この90%充当、50%償還の事業債にも施設の統合、集約っていうのが条件の一つだったんじゃないかと思うんですけども、図書館を集約していくっていうことはもう必要最低条件かと思えますので、先ほど述べさせていただきまして、財政的に無理のない範囲であるなら、しっかりと、迅速に進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 ちょうど今、藤本議員のほうから出ました図書館で、10款の教育費、5項の社会教育費、4目の図書館費、こちらのほうで、今回が設計業務委託料が出ております。昨年度、プロポーザルで支援事業のほうも終わりました、いよいよ動き出したなという感じがしております。

図書館、早急に建設、進めていただきたいのはそうなんですけれども、一つ、気になっていることがございまして、昨年度、市民会館解体工事、これ、当然今回の設計業務の中でも解体も含めて、そして当時、廣瀬建設部参事が本当に一生懸命、9月議会で継続案件になって、12月議会で否決された。そのときに、最後に杭に関しても、あるいはいろんなことを、それから2,710万円かけてきっちり対策、産廃、それからダイオキシン、いろんなやってますよと、市のほうは本当にきっちりやっておりました、認識は持っておりましたけれども。最終的な、ちょうど私が産業建設委員長でしたので、一

応、取りまとめたのでよく覚えてるんですけども、除却に関して、市民会館、それは阿南市議会が否決しました。これはもう、だから、私個人の意見とかうんぬんじゃなくて、市議会の意思として否決しました。そのときに、例えば新聞に載ってるのは、大雨で頻繁に浸水する市民会館周辺の排水対策が十分でないとか、それから、いろんなこと言ってるんですけども、排水対策脆弱なんだよと、そして、周囲の関係も総合的にまとめていかなければ今後、財政的にもさまざまな影響力が出るのが考えられる。新図書館についても、まちづくり対策についても、複合施設などについても、全体として捉える必要があるので、一旦立ち止まって検討を加えるべきだと。そこで出てくるのが浸水対策なんですけれども、今回、まさに廣瀬建設部参事が進めてきたように、全くきちんと、図書館に進めてきてるんですけども、今回、図書館、これ、産建のカモイじゃなくて、図書館になってまして、本当に図書館、これから行くんだなとあるんですけども、この議会の意思ですね。浸水対策等をどう考えるか。そのときに、ある委員が、アスベストが多いんじゃないかと。実は、それもみんな、市のほうは調査しておりました。だけれども、今、こうしてみると、2億9,000万円が今5億円でもできないような除却になってると。例えば3カ月、継続になったときでも、1,000万円、恐らく余分がいるだろうと踏んでましたけども、今、たちまちこの状況になりましたら、新たに、確かにそう言われれば再調査っていうのは必要かもしれない。だけど、この建設に当たって、そういう再調査とか浸水対策、一切出てきてないんですけども、その点は市の意思として否決されてる案件が入ってるんですけど、その対策は取られてきてますでしょうか。お尋ねします。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 御指摘の令和5年9月議会に提出し、継続審議となりました市民会館除却工事に係る議案につきましては、令和5年12月議会の産業建設委員会で再度、御審議いただき、その中で、周辺の排水対策の課題や、新図書館の整備位置が決まってない中で市民会館を除却することは時期尚早などの御意見があったところであり、このような産業建設委員会での御論議や、本会議における委員長報告、またその後の本会議における討論を踏まえられた結果、本会議において採決がなされ、否決されたものと承知しており、その結果を本市としては非常に重く受け止めております。

そして今年度、阿南中央図書館整備計画の策定を進める中で、これまで市議会で御指摘いただいた内容につきましては関係課と協議を重ねてまいりました。まず、市民会館除却は跡地に建てる新図書館の建物の設計が完了し、どこに建設するかが決まってから、地下構造物を含めた除却方針を定めて除却工事を行うべきとの御指摘を踏まえまして、令和7年度には新図書館の基本設計を行い、令和8年度に基本設計に基づく新図書館の実施設計と併せて、市民会館の除却設計を行うこととしております。その後に新図書館の建設と市民会館除却工事を一括して発注することで、効率的に工事を進めていけるものと考えております。

また、排水対策についても検討すべきとの御指摘につきましては、建設予定地周辺への雨水流出を抑制する屋外整備など、基本・実施設計の中で検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 そこで一番気になってるのが、この委員会で、産業建設委員会で廣瀬参事のほうが「先ほども申しましたが、有識者の意見としましては、地下構造物について杭、地下室、ピット及び奈落等、周辺地盤及び当該地域に影響を与える可能性の高いものの取り扱いは、跡地利用で事業計画することとし、解体工事ではそれ以外の地下構造物を撤去してしま

うというものを提案されております。それがお答えとしています」と。今、まさに松村さんが言われたとおり、まさに今度の設計、その中でやっていくと、そういうことをきちんといっております。それをいったあとで、これは否決されてるんです。

だけでも、そこで、ここらは次のこれでいけるんだけれども、問題は排水なんですけれども、大きな工事です。僕が気になってんのは、あのときに執行部がきちんと 10 日間の拒否権があるんだから、拒否をして、市議会のその否決は困る、きちんと再議に付してくれとなぜ言わなかったのか。そうすると、その排水対策も飲み込んでるじゃないかという思いがあるんです。

確かに、でも、これから図書館作っていったいかなきゃいけないんで、まずは、できたら議会の意思として否決されてる除却が入ってるんで、執行部側からもう一度、再議、再度、先ほど藤本さんが言われたように予算っていうものもあります。排水対策って相当お金がかかります。そりゃ、やはりできないんだよということで、今、松村さんもういわれましたけど、今回、図書館に関しては公共建築課が入ってないんです。まちづくりが入ってないんです。もともとはまちづくりで、まち全体の中でという図書館だったけど、今回、図書館だけがぼんと出てきてるわけです。だから、そのところは市議会の意思として、一旦、除却がそういう条件がついてましたので、もう一度、議長なり、市議会のほうと執行部が話して、これはやっぱり一旦、要するに大きな要因として、もう予算が非常に、それはかかるから無理だと。本来は再議に付すべきだったんですけど、今、要件変わってきてますんで、そこは市議会と話しできる話だと思います。だけど、それうやむやにして、否決されたことを全く話題にもしないで次にいくっていうのは、これ、大変な、業者に関しては仮契約までいった話なんですよ。で、現場監督 2 人置いたら 1 人が 50 万円としたら 300 万円ですよ。おまけに仮契約なんで、本契約が決まった時点で事業始めるわけですから、そのとき、段取り、皆終わってるわけでしょう。だから、これを意思とした市議会のこの否決案件、重たいですよ。これを全くなしにして進めていくのは、僕はどうかと思う。そこはどう思いますか。

渡部委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 議会の採決に対しまして、なぜ再議を申し出なかったのかといった本市の対応につきましては、先ほどの御答弁と繰り返しにはなりますが、委員会での御議論や本会議での討論を踏まえられてのことと承知しており、その結果を本市としては重く受け止めたものでございます。

このことを踏まえた上で、令和 7 年度の当初予算案におきましては、地質調査及び基本設計委託料を計上して、建設予定地周辺への雨水流出を抑制する屋外整備の設置についても検討していくこととしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 きついこと言いましたけど、私自身はもう早いこと進めていただきたい。除却には当然、賛成でしたんでね。ただ、阿南市の市議会として、これ、否決されてる。排水対策が盛り込まれてる。それに全く知らない顔をしていくっていうのも、一つ、これはきちんとけじめをつけて、もう予算出て進めていただきたいんで、図書館は。だけどやっぱり、そういう否決案件があったわけですから、全くそれを知らん顔して過ごしちゃだめだと思うんですよ。排水対策、きちんと議会側に、こういうことでできないんだと、やはり、それは説明が要ると思いますよ。そこんこはもう要望しておきます。だから、もう要望で留めておきます。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。喜多委員。

喜多 委員 続きまして、116 ページになります。3 款 民生費ですね。こちらのほうで高齢者タクシー利用料助成事業というのがございます。こちらのほうなんですけれども、一応、市民の方からいろいろお願いされてるところは、よくやっていたいてるんですけども、年間でこちらのタクシー券を買ったときに、例えば桑野地区だったら 2 万 4,000 円、大野地区 4 万 8,000 円と上限があって、そこまでは変えるんですけども、500 円ずつの単位で区切られてます。そうすると、例えば桑野の方が 2 万 4,000 円で、例えば新野から阿南まで来ようとしたら大体 5,000 円ぐらい要ると。そうすると、阿南医療センターに来たら 1 回で 1 万円要ると。2 回来たら 2 万円と。そしたら、あと残るんですね、2 回来たときには。全部が使いきれないときがある。そうすると、この使いきれないお金が、一度交付されたら払い戻しはできませんっていうのが注意事項であるんですけども、できましたら、そこは便宜を図っていただいて、1 年間で余ったら、もう一度、次の交付したときに、その余った分もそっちにスライドできるように、払い戻しができるというか、何とかやっていただけないかというのが 1 点。

もう一つ、70 歳からなんですけれども、僕ももう今年 70 歳なんですけど、分かります。いろんな人生の諸相において、家族関係もあったり、運転する人がいないとか、そういうとき、非常にこれ、万が一のときにはいいんですけど、できたら 65 歳ぐらいから、事情によってはいけるとか、もう少しフレキシブルに、年齢も少し下げられないかなと。ちょっとそのここ、お尋ねいたします。

渡部委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 まず、タクシー券の残った分をスライドできるようにという御質問の点につきまして、このタクシー券の制度設計をしましたときに、確かに払い戻しをどうするかということは既に議論させていただいております。ただ、事務手続き上、一旦、歳入として入ったものを個々に対しての払い戻しの事務手続き等もございますので、その時点においてはとりあえず払い戻しはしないという決定をさせていただいております。

ただ、その場合において、上限額いっぱいを購入していただいて、残ったものを払い戻しっていうのは、利用者さんに対してかなりの御負担をおかけするという認識がございましたので、購入の際に、払い戻しができないことをお伝えし、必要とする枚数のみを購入してくださいということで、徐々に上限までを段階を踏みながら、御自身の判断のもとに購入していただけるような制度設計とさせていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

もう 1 点の 70 歳という年齢の点につきまして、令和 7 年度の当初予算におきましては、70 歳っていうところで一旦制度設計をしておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。以上、お答えいたします。

渡部委員長 喜多委員。

喜多 委員 ありがとうございます。よろしくおねがいします。

同じページ、258 ページ。ふるさと館管理費というのがございます。昨年度、ふるさと館の利用者、何名でしたでしょうか。お答えいただけますか。

渡部委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 生涯学習課、田上です。

令和 5 年度の利用実績ですが、1 件となっております。なお、令和 6 年度については

実績が上がっておりません。以上、お答えいたします。

喜多 委員 そしたら、1件ということで、次の259ページ、そちらのほうで、次に5目の社会教育施設費で民俗資料館管理費というのがございます。これ、公方の建物だと思うんですけど、実はあちらの方に民具が地下に置いてありまして、ある程度、ちょっと整理はされてきているというんだけど、民具、置いてあるんですね。実は、先ほどのふるさと館、福井町のところなんですけども、焼却場の手前にあって、そちらのほう、管理費も出てますけれども、1件しか利用がない。そこは、大体、民具を展示している。できましたら、これ、要望なんですけども、今回、阿波公方をテーマとした講演会もします。要するに、水井町のほうでも歴史的なものが出ています。本当に歴史的なものを、公方さんも今後、検証しなきゃいけないときに、もう少し公方さんのほうも来客者が多いように、せっかく来ていただいたら見るものが多いように、できたら福井のふるさと館、そちらの民具を皆、そちらに持ってきて、公方のほうは、申し訳ない、ちょっとお金要りますけど、少し手入れしていただいて、展示をきちっとできるような、広い、ちょっとお金がかかりますけども、歴史を大事にさせていただきまして、そのふるさと館のほうは一旦、閉館を検討していただいて、民俗資料館のほうに合わせていただきたいなというのを。随分前に、ふるさと館の利用は小学校が1件のみとか、ほとんど利用してないんで、そこはちょっとお考えいただきたいんですけどどうでしょうか。御見解、お願いします。

渡部委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 検討してまいりたいと考えております。

喜多 委員 そしたら、ちょっと分からないんですけど、こちらのほうで、新しい事業で拾い箱というのがあるんですけど、お分かりになりますか。予算書のページ数が分からなかったんやけど、新事業で紹介されてるんですけど、拾い箱ってどんな事業なのか教えていただけますか。

渡部委員長 篠原スポーツ振興課長。

篠原 課長 拾い箱の事業についてでございますが、今回、新規の事業として出させていただきます。これはB & G財団が実施しているものでございまして、2021年度から実施しております。

渡部委員長 篠原課長、すみません。ページ数を教えていただいてもよろしいですか。

篠原 課長 ページですが、議員の事前説明のときの資料には載っておりますが、消耗品とかその中に含まれている経費でございます。

渡部委員長 分かりました。

篠原 課長 事業名自体は、議員さんに説明させてもらったときの資料には出ていますが、予算書には出ていません。

渡部委員長 説明を続けてください。お願いします。

篠原 課長 この事業についてでございますが、B & G財団が2021年度から実施している事業でございます。この事業の内容としては、一時的な海岸清掃にとどまらず、拾い箱というご

み箱になるんですが、町中で捨てられたごみが海へ流出することを未然に防ぐため、地域住民、それからそのまちを訪れた人が清掃活動を行って、海の環境保全に係る意識の醸成を図ることを目的にB & Gが実施をいたしております。全国のB & G設置の市町村から募集をしまして事業を行うということでございます。

新年度におきましては、拾い箱の設置、それに関係するイベントですね、清掃活動的なものを行いながら、その箱を利用して海の環境保全、それから海岸の修繕の美化を図っていくというものでございます。ただ、今の計画されておりますのは、うみてらすの近くとは、設置場所等もまだ検討中でございます。今後、B & Gの財団のほうとも協議しながら事業を進めていきたいという、そういった事業でございます。以上です。

喜多 委員 ありがとうございました。

渡部委員長 他に質疑ございませんか。藤本委員。

藤本 委員 90 ページの戸籍住民基本台帳費のうちの、91 ページですかね。コンビニ交付についてお聞きします。本会議でも住友議員から質問あったと思うんですけども、導入してもう5年か6年ぐらいになると思いますけど、コンビニ交付の実績の推移を、まず、お聞かせいただけますか。

渡部委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 住民票等のコンビニ交付サービスについては、平成31年4月3日から開始をしており、同年の平成31年度の交付件数は1,101件でしたが、その後、コンビニでの交付は年々増加し、令和5年度においては1万1,206件の交付件数となっております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 導入初年度より約1万件以上伸びているということですがけれども、これは職員の負担軽減とか、窓口業務の軽減にはつながったんじゃないかなと推測するんですけども、その費用対効果はどう分析しておられますか。

渡部委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 令和5年度のコンビニでの住民票等の証明書発行件数は、導入初年度の約1,000件から10倍の約1万件に増加して、窓口業務の軽減に一定の効果を示しておりますが、しかしながら、令和5年度の窓口で発行された証明書の総数を見ると、約70%がコンビニで発行可能な証明書であり、コンビニでの発行が期待されたほどには利用されていないという現状です。また、戸籍の広域交付やマイナンバーカードの更新業務の増加に伴い、市民生活課全体の職員の業務負担の軽減や窓口業務の効率化は、まだ実現しておりません。今後、コンビニでの証明書発行件数がさらに増えることで、職員の負担軽減や人員削減につながると考えられます。従って、コンビニ交付のさらなる利用促進に向けた取組をより一層進めていきたいと考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。まだ利用率が上がっていく余地はあると思いますので、さらなる利用率の向上と窓口業務の負担軽減を目指して、市役所本庁窓口にも同様のマルチ

コピー機、キヨスク端末とかともいいますけどね。あれを設置してみてもいいと思うんですけども。昨年度までだったらデジタル田園都市国家構想交付金、この委員会中継の導入の際にも利用したと思うんですけど、多分、あれが利用できるんでないかと思います。市役所本庁での設置に当たって導入費用等も分かれば、またその見解もお聞かせください。

渡部委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 キヨスク端末の業者に問い合わせた結果、キヨスク端末の購入価格は約 800 万円で、それに加えて、年間約 30 万円の保守費用が必要となります。キヨスク端末を設置する場合、つり銭の補給や紙、インクカートリッジの補充などの作業も必要となりますので、新しい機器を導入するより市民の皆様にご案内をさらに活用していただく方向で進めていきたいと考えております。

そうすることで、市役所への来庁者が少なくなり、窓口でしかできない転入届等の手続きや除籍等の証明書発行による混雑緩和が見込まれます。また、待ち時間も短縮でき、より円滑な窓口対応が可能になると考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。約 800 万円とランニングコストが 30 万円ということで、正職員でいえば 1.3 人分ぐらいですかね。会計年度さんでいえば 2 人分ぐらいの人件費に当たるかと思うので、これからの利用率の伸びを考えたら、十分に検討の余地はあるかと思うので、導入のほうの検討もよろしくお願いします。

それで今回、この発行件数の推移を調べとったんですけど、やっぱりコンビニ交付が伸びていったら、支所とか住民センターの交付数は当然ですけど下がっていくんですけどね。特に住民票とか印鑑証明の発行数などは顕著に減少しておりまして、住民センターでは、支所に比べたらもう件数そのものが少ないということが分かりました。その住民センターの主たる業務がこの証明書の発行業務に当たると思うんですけども、その業務量が減った現状に対して、今の職員の配置が適切であるかどうか、ちょっと市民生活課のほうにお聞きしたいんですけども。また支所についても同様にお尋ねします。

渡部委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 各種証明書の発行件数に限定してみますと、本庁や支所に比べて住民センターでの発行件数は確かに少ない状況であります。また、住民センターで証明書を取得する方の大部分が高齢者の方となっております。住民センターでは、各種証明書の発行以外にも高齢者向けのバス券やタクシー券の交付等、幅広い業務を行っております。さらに、地域の拠りどころの役割を果たし、地域住民の方から行政に関する相談や問い合わせにも対応しておりますので、現在、配置している職員数が適正であると考えてはおりますが、地元の方々の利用状況を見ながら慎重に検討をしてみたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。住民センターのこの処務規程っていうのが今、手元にあるんですけど、多分ですけど証明書発行業務がメインであるなと思うんですが、ここに国民健康保険に関することや年金に関する、また、介護保険に関するものっていうのもあるんですけども、担当課長がおいでですけど、実際、住民センターでこういう業

務がどれほど事務量があるかっていうのは、現状では、ごめんなさい、通告してないんでね、分からんかもしれませんが、ちょっと分かる範囲でお答えいただけたらと思います。保険年金課、介護保険課、地域共生推進課もそうやね。

渡部委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 令和5年度の高齢者の方がバス券とタクシー券を利用した件数でございますが、令和5年度で613件、令和6年度におきましては、昨日の時点で607件ございました。障害に関する届け出事務とバス券交付に関しましては、令和5年度は261件、令和6年度は224件ございました。以上、お答えいたします。

渡部委員長 東條介護保険課長。

東條 課長 介護保険に関することについてでございますが、転入とか転出とか転居でございますが、介護保険証、限度額認定証、負担割合証などの手続きがございますが、月に1回あるかないか、2か月に1回あるかないか、介護保険に関しましては利用頻度が少ないようでございます。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 保険年金課、日下です。住民センター等で実施しております保険年金課に係る主な業務についてですけども、まず、国民健康保険については加入や離脱、資格確認書の再発行等が住民センターで行えます。また、高額療養費の還付請求など、市から通知した各種申請等の受付も行っております。後期高齢者医療制度では、これらに加え、保険料の収納業務もございます。

次に、こども医療につきましても、資格の取得申請や保険者の変更、療養費などの請求など、各種申請の受付を行っております。

以上が主な業務で、申請の受付等が主な事務となりますけども、これらの事務について、受付後、最終的な事務処理は本庁で実施しておりますので、各種事務の住民センターの受付なのか、本庁受付なのかの整理等は行っておりませんので、件数は不明の状態です。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 あと、この2条の7番の死体埋火葬の許可に関すること、市民生活課ですかね、この辺の取り扱いは分かります。分からないですか。

渡部委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 今、数字を持っておりませんので、あとでお伝えいたします。

藤本 委員 分かりました。

渡部委員長 藤本委員。

藤本 委員 全部の業務の内容が聞けたわけではないですけども、多分、一番多忙と思われる各種証明書の発行がコンビニ交付の伸びとともに減少してきております。地域共生推進課では、住民センター全体で受付件数が200件、600件ぐらいと。介護保険課はないですか

ね、ということですので、やっぱり現状で、各住民センターに所長と職員で2人、配置されとる状態かと思うんですけども、例えば公民館の業務に統合してスリム化を図るとか、調査の結果によっては労働時間を短縮するとか、再考する必要があるんじゃないかと思いますので、この点は調査と今後の検討を要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第22号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

福島 委員 異議がありますので採決してください。

渡部委員長 採決をいたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 第22号議案に反対との御意見がございますので、これより第22号議案を挙手により採決を行います。なお、挙手しない委員は反対と見なします。
本件を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

渡部委員長 挙手多数であります。よって、第22号議案 令和7年度阿南市一般会計予算についてのうち本委員会に関係する部分は、原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 挙 手 採 決
挙 手 多 数 ・ 原 案 の と お り 可 決

第23号議案 令和7年度阿南市国民健康保険事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第23号議案 令和7年度阿南市国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 23 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 23 号議案 令和 7 年度阿南市国民健康保険事業
特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

渡部委員長 ここで、15 分間、休憩をいたします。

休 憩 1 4 : 0 5 ~ 1 4 : 2 0

渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 2 4 号議案 令和 7 年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計予算について

第 2 5 号議案 令和 7 年度阿南市伊島診療所事業特別会計予算について

渡部委員長 第 24 号議案 令和 7 年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計予算について及び第 25 号
議案 令和 7 年度阿南市伊島診療所事業特別会計予算についてを一括して議題とします。
理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 24 号議案及び第 25 号議案を採決いたします。
まず、第 24 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案 令和 7 年度阿南市加茂谷診療所事業
特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

渡部委員長 次に第 25 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 25 号議案 令和 7 年度阿南市伊島診療所事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 29 号議案 令和 7 年度阿南市介護保険事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第 29 号議案 令和 7 年度阿南市介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 29 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案 令和 7 年度阿南市介護保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 30 号議案 令和 7 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第 30 号議案 令和 7 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 30 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 30 号議案 令和 7 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 31 号議案 令和 7 年度阿南市学校給食事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第 31 号議案 令和 7 年度阿南市学校給食事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。学校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。藤本委員。

藤本 委員 12 ページの賄材料費 3 億 3,289 万 9,000 円ですけども、質疑というか要望なんですけど、給食費の無償化とか、値上げの補助に関しては皆さん、御意見ありますんでもう言いませんけど、賄材料費、食材費が、もう御承知のように高騰、如実に高騰しておりますけど。前も担当課の方とお話したんですけどね、常に最新の市場価格をチェックしながら、業者にヒアリングとか見積もりを出してもらおうとかしながら、業者の無理のない価格で入札に反映させれるような努力をしていただきたいと思います。御存じだと思いますけど、今、人件費が上がって価格に転嫁できないということで、企業の倒産が相次い

でありますし、徳島県内は最低賃金が980円に上がったこともあって、顕著というたらあれですけども、もう全国的に類似した流れになっていると思いますので、阿南市も物品、これも給食だけちゃいますけどね。物品調達とか、発注するときには企業のこともしっかりと考えて、発注、また物品の調達等していただきたいと思います。くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第31号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第31号議案 令和7年度阿南市学校給食事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第32号議案 令和7年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第32号議案 令和7年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。田上教育総務課長。

【理事者説明 田上 教育総務課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第32号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第32号議案 令和7年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 33 号議案 令和 7 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第 33 号議案 令和 7 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 33 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 33 号議案 令和 7 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 34 号議案 令和 7 年度阿南市後期高齢者医療特別会計予算について

渡部委員長 次に、第 34 号議案 令和 7 年度阿南市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 34 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第34号議案 令和7年度阿南市後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第35号議案 令和7年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第35号議案 令和7年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第35号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第35号議案 令和7年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第36号議案 令和7年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第36号議案 令和7年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。尾田保健センター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 36 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 36 号議案 令和 7 年度阿南市夜間休日診療所事
業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 37 号議案 令和 7 年度阿南市椿診療所事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第 37 号議案 令和 7 年度阿南市椿診療所事業特別会計予算についてを議題とし
ます。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 37 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 37 号議案 令和 7 年度阿南市椿診療所事業特別
会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

渡部委員長　　以上で本委員会に付託されました議案の審査がすべて終了いたしましたので、本委員会を閉じることいたします。閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐　市長　　本日は文教厚生委員会を開催をしていただきまして誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。審議の中で賜りました御意見、また、御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

渡部委員長　　これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。

閉　会　　　　1 5 : 1 8
